

フレイザーニュースレター

本ニュースレターは以下の報告である。

- (i) 労働法に関する新しいガイダンス
- (ii) 企業の現金支払に関する近年のガイドライン
- (iii) 外貨建貸出に関する新制度
- (iv) 未上場公開会社の取引手段

弊所は、本ニュースレターが関心を喚起する読み物となると確信しており、また、弊所のトピックに関してフィードバック又はコメントがあれば頂戴できるとありがたい。コメントの宛先はnewsletter@frasersvn.comである。

新しい法律に関して有用なアップデートを提供することを目的としてはいるが、フレイザーのニュースレターは公的な法的助言を構成するものではない。本ニュースレターで取り扱われる事項についてもっと情報が必要な場合は、弊所へ上記の宛先まで又は担当のフレイザー法律顧問経由で問い合わせて頂きたい。

2012年労働法に関する新しいガイダンス—「ミニ」労働法

新労働法が2013年5月1日に施行されてから約2年が経ち、ベトナム政府は、2015年1月12日、労働法の一部条項のガイドラインを定める政令第05/2015/ND-CP号（**政令5**）を發布した。政令5は、労働契約、団体交渉、労働団体協約、賃金、労働規律、重大な損失に対する責任及び労働紛争解決の実施に関する法主体の権利及び義務を定める。政令5は、以前は不明確であった新労働法及びその実施法の多数の論点について規定を設けている。政令5は2015年3月1日に有効となった。

政令5が対象とする主な論点には、以下のものが含まれる。

労働契約

労働契約を締結する権限及び労働契約の内容に関する規定に加えて、政令5は、雇用の終了に関連する具体的な規定についても設けている。

雇用者は、従業員が頻繁に業務を遂行していない場合、当該従業員の労働契約を一方的に解除する権利を有す

る。従業員が「頻繁に業務を遂行していない」か否かを判断するために、弊所は、通常、会社の内部労働規則の中に勤務評定に関する条項を含めるよう雇用者に提案している。現在、政令5の第12.1条は、勤務評定に関する規則を作成及び発行することを雇用者に対し明示的に要求しており、かかる規則は労働組合により検討される必要がある。かかる規則は、内部労働規則及び職場における「民主主義」に関する規則等の他の就業規則とは別に、雇用者が作成しなければならない新しい就業規則である可能性が高い。

政令5の第8.3条によれば、従業員が労働契約に定める仕事とは異なる一時的な仕事を1年以内に延べ60営業日引き受けるよう要請された場合、雇用者は以降の追加の仕事について従業員の書面による同意を得なければならない。従業員が一時的な仕事に同意しない場合、従業員は労働を中止し、雇用者は労働法第98.1条に従い従業員の賃金を支払わなければならない。

退職手当及び失業手当

労働法においては、雇用者が事業再編、技術の変更若しくは経済事由により、又は企業の吸収合併、新設合併若しくは分離を理由として従業員を解雇する場合、雇用者は、解雇する従業員に退職手当及び失業手当の両方を支払わなければならない。

但し、政令5の第14条に基づき、上記の状況の結果として労働契約が解除される場合、雇用者は失業手当のみを支払うことが要求されると定められた。これは雇用者にとって朗報だろう。

事業再編、技術の変更又は経済事由により労働契約が解除される状況に関しても、重大な進歩が見られる。「経済事由」の概念について、政令5の第13条において初めて解釈が示されており、経済恐慌若しくは景気後退、又は国家経済基盤の再構築政策若しくは国際約定の実施のためを含むものとしている。

賃金

政令5は、時間外夜間労働、祝日又はテト休暇が労働法第110条に定める週休にあたる場合の当該祝日又はテト休暇の時間外労働、及び労働法第115.3条の規定に従って従業員が取得する権利を有する祝日の代休日が週休にあたる場合の当該代休日の時間外労働に関連する時間外手当についても、より詳細なガイダンスを定めている。

労働規律

政令5の第30条においては、労働法第123条に定める労働規律違反の処理に関する手続について補足がなされている。かかる手続の第一手順では、労働規律会議を開催する最低5日前までに労働組合に招待に関する書面を送付することを雇用者等に要求していることに留意されたい。

懲戒処分としての解雇については、政令5の第33.3条に基づき、雇用者が懲戒処分としての解雇を不法に適用した場合、雇用者は、最低2か月の給与に加え、従業員が業務を行わなかった期間の給与及び労働法第42条に定めるその他の補償金を当該従業員に支払う義務を負う。労働法において、解雇は一方的な解除とみなされておらず、不法な解雇は不法な一方的解除とみなされていないため、従業員を不法に解雇した雇用者は、当該従業員に対し、労働法第42条に基づき要求される支払又は補償を行う義務を負わない。但し、上記に概説したとおり、2015年3月1日より、かかる雇用者は政令5の第33.3条に定める補償金を追加的に支払わなければならない。政令5の当該規定は、雇用者が懲戒処分として解雇を用いる際、判断に慎重になることをさらに促すだろう。

また、政令5は、ストライキが違法であると宣言された場合におけるストライキ及び雇用者に対する補償に関する具体的な規定を設けている。

企業の金融取引に関する新しいガイドライン

近年、財務省は、現金支払に関する政府の2013年12月31日付政令第222/2013/ND-CP号の第6条に従い、企業の金融取引に関する新しいガイドラインを通達第09/2015/TT-BTC号（**通達9**）において定めた。

通達9は、以下の取引において企業が現金支払を行うことを禁止している。

- 他の企業への出資、他の企業の出資持分の購入、売却又は譲渡
- 信用組織でない企業のベトナム国内における貸付、借入れ又はローン返済

通達9によれば、上記の取引で認められる企業の支払方法は、小切手、自動振替、銀行振込による支払い又は現行規定に従うその他の適法な種類の非現金払いを含む。

貸付企業が信用組織でない場合、かかる企業がベトナムで貸借を行う権利については、依然として不明確なところが残っていることに留意されたい。一方では、信用組織でない企業は、貸付活動を行うことが制限されているという主張がある。かかる制限は、定期的にクレジット・ファシリティを提供することを含め、ベトナムで銀行業務を行うことが認められるのは信用組織のみであるとする2010年信用組織法を根拠としている。但し、弊所は、「定期的に」の解釈を示す規定について認識していない。よって、企業の貸付活動が定期的又は不定期に実施可能であるか否かは不明確である。残念ながら、かかる制限の違反によって企業は1500万ドンから2000万ドンの罰金を科される可能性がある。

他方、信用組織でない企業の貸付活動について、2012年、首相が以下の意見を示したことに留意されたい。

「信用事業を登録していない経済組織が信用活動を行うことは奨励されないが、「信用サービス」が発生する場合には、かかる活動は法律に従い付加価値税の課税対象とならなければならない。」

上記の首相の意見は、信用組織でない企業によるローンの供与は奨励されないが認められるという主張を支持しているように思われる。通達9は、信用組織でない企業がローンを供与するための支払方法を規定するため、かかる主張をさらに裏付けている。

「定期的に」「クレジット・ファシリティを提供する」の解釈を示す適切なガイドラインが定められるまで、貸付活動を行う信用組織でない企業は、依然として当該活動によって行政処分を受けるリスクを負う。

外貨建貸出に関する2015年の新制度

信用組織及び外国銀行支店によるベトナム居住者である顧客に対する外貨建貸出に関するベトナム国立銀行の通達第43/2014/TT-NHNN号（**通達43**）は、2015年1月1日に有効となった。ベトナム国立銀行（**SBV**）は、かかる新しい法律において規定され、また通達第29/2013/TT-NHNN号（**通達29**）に取って代わる新しい貸出制度を歓迎している。

通達43は、信用組織が外貨建貸出を検討する際の目的の一覧を定める。概して、通達43に記載される一覧は、通達29と実質的な違いがない。主な変更は、外貨ローンの供与に対するSBVの承諾を得るための順序及び手続並びに返済通貨について行われた。

SBVの承諾を得るための順序及び手続

通達43は、ローンが供与される予定のプロジェクトを評価する銀行の義務を詳細に明確化している。銀行は、外貨ローンを供与するために銀行が評価及び承認した具体的な事項（顧客の現在の財務状況、生産状況又は事業状況及び返済の財源等の顧客情報を含む。）についてSBVに報告することが初めて要求される。SBVは、承諾を求める請求を受けてから30日以内に承諾する義務を負う。承諾を付与しない場合、SBVは、明確かつ十分な理由を書面により貸付銀行に提供しなければならない。手短に述べると、通達29の規定と比較して、順序及び手続の透明性及び合理性が高まった。

返済通貨

通達43は、返済通貨が貸出時と同一の外貨であることを要求している。異なる外貨は、銀行と借入人との合意がある場合のみ認められる。

未上場公開会社の取引手段

2008年11月20日、財務省は、ハノイ証券取引所で取引される未上場公開会社の証券の構成及び管理に関連する規制を定める決定第108/2008/QD-BTC号（**決定108**）を發布した。かかる決定の結果、新しい証券市場である未上場公開会社市場（**UPCoM**）が設置され、2009年6月24日に運用を開始した。決定108の発布及びその後のUPCoMの設置は、より統制され、透明性の高い取引プラットフォームをもたらした。

決定108の発布直後、未上場公開会社の全部又は一部は、UPCoMでの証券取引のために登録を行う必要があるか否かについて不明であった。実際には、UPCoMでの取引のため証券を登録した未上場公開会社はごくわずかであった。

2012年、政令第58/2012/ND-CP号（**政令58**）が発布され、公募を行った公開会社に対するUPCoMでの証券取引を登録する要件が強化された。2015年1月5日、財務省は、未上場公開会社の取引証券の登録に関するガイドラインを定める通達第01/2015/TT-BTC号（**通達1**）を發布した。通達1は、決定108に代わるものであり、特に未上場会社による証券取引の登録に係る申請書類及び手続について、政令58の実施に関する詳細なガイドラインを定めている。

通達1の第3条は、UPCoMでの証券取引が正式に要求される公開会社の種類を明確に特定していることに留意されたい。特に、以下のとおり定めている。

- (i) 2011年7月1日以降に証券の公募を行い、かつ、まだ上場しておらず又はまだ上場条件を満たしていない公開会社は、株主総会で可決された募集トランシュ終了日から1年以内にUPCoMで取引を行うために登録しなければならない。
- (ii) 2011年7月1日以降に証券の公募を行い、かつ、上場廃止後も依然として公開会社の条件を満たす上場会社は、上場廃止日から30日以内にUPCoMで取引を行うために登録しなければならない。
- (iii) 2014年11月1日以降に100%国有の企業の株式化（equitisation）によって設立された公開会社は、会社の企業登記証明書の発行日から90日以内に以下を行う必要がある。
 - (1) 国家証券委員会（**SSC**）に公開会社として登録すること。
 - (2) ベトナム証券預託機関（**VSD**）で預託登録を行うこと。
 - (3) UPCoMで取引登録を行うこと。
- (iv) 2014年11月1日より前に100%国有の企業の株式化から設立され、かつ、まだ上場していない公開会社は、2014年11月1日から1年以内に以下を行う必要がある。
 - (1) 公開会社として登録すること。
 - (2) VSDで預託登録を行うこと。
 - (3) UPCoMで取引登録を行うこと。

また、証券がVSDに登録されているが、まだ上場又は上場廃止されていない公開会社については、その取引をUPCoMに登録する権利を有する（但し、登録することを要しない。）。

UPCoMは、引き続きハノイに所在し、ハノイ証券取引所（**HNX**）により設置及び運用される。UPCoMで取引される証券の登録、預託、決済及び清算は、HNXが提供する取引結果に従い、VSDを通して行われる。2015年3月15日から、証券の登録、預託、決済及び清算の手続は、財務省の2015年1月15日付通達第05/2015/TT-BTC号によって律されることに留意されたい。

さらに考察に値する点として、UPCoMでの取引登録がなされた証券は、以下の場合に上場廃止される。

- (i) SSCによる公開会社の資格取消通知に従い、登録組織が公開会社の条件を満たすことができない場合。
- (ii) 吸収合併、新設合併、分割、解散又は破産の結果、登録組織が営業を停止する場合。
- (iii) 登録組織の企業登記証明書又は特定分野における設立及び運営に係る認可が取り消された場合。
- (iv) 登録組織が証券取引所に上場することが承認された場合。
- (v) その他SSCが承認する場合。

通達1が実施された結果として、UPCoMを通して証券を取引する未上場公開会社が増加するに伴い、UPCoMは、未上場会社にとってより効率的な市場となることが予想される。

通達1は2015年3月1日に有効となった。

ホーチミン市

ベトナム、ホーチミン市
1区、ドンコイ通り 235
ザ・メトロポリタン、15階、1501号室
電話：+84 8 3824 2733

電子メール：legalenquiries@frasersvn.com

ハノイ

ベトナム、ハノイ
ホアンキエム区、リトゥオンキエット通り 83B
パシフィックプレイス、12階、1205号室
電話：+84 4 3946 1203

ウェブサイト：www.frasersvn.com

本記事は、対象事項に関する要約を提供するにとどまるものであり、本記事につきフレイザー法律事務所は何らの責任を負うものではありません。

本記事は、法律その他の専門家の意見に代わるものとして執筆されたものでも、そのようなものとして依拠されるべきものでもありません。